

重 要

2017 年 4 月 27 日

会員各位



荒井商事株式会社
アライオートオークショングループ

バイクオークション規約改定のご案内

拝啓 春風の候 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、アライオートオークションをご愛顧いただき、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

この度、アライバイクオークションは、平成 29 年 5 月 1 日より下記の通り弊社会員規約につきまして改定をさせていただきます。

会員の皆様には何卒ご理解頂きますして、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成 29 年 5 月 1 日

内 容

規約改定

1. 第九章 車両代金等の決済 第 37 条(所有権の留保)
2. 第十章 検査規定 [Ⅱ]裁定(クレーム)規定
第 4 条(違法車処理基準) 1 項の改定

1. <<規約変更>> 第九章 車両代金等の決済 第 37 条の改定

《現在の第 37 条の条名》

所有権の留保

↓

《改定後の第 37 条の条名》

落札車両の取扱

《現在の内容》

第 37 条（所有権の留保）

- 1 落札者が落札車両代金をアライ AA に支払う前にアライ AA が出品者に対して、成約車両代金を支払った場合は、支払い時に落札車両の所有権はアライ AA に移転し、落札者が落札車両代金を支払った時に落札車両の所有権は落札者に移転するものとします。
- 2 落札代金の支払遅延等で落札車両の所有権がアライ AA に留保されている車両については、アライ AA は落札者の承諾なしに当該車両を上げることができるものとします。

↓

《改定後の内容》

第 37 条（落札車両の取扱）

- 1 落札車両の所有権は、本条 2 項の場合を除き、落札者が落札代金及び手数料等をアライ AA に払い込んだ時、出品者から落札者に移転します。
- 2 アライ AA が出品者に落札車両代金等を立替払いしたにもかかわらず、落札者が定められた期日までに落札車両代金及び手数料等を払い込まなかった時は、アライ AA は、出品者に通知して、落札車両の所有権をアライ AA に移転させることができます。この場合、落札者は、アライ AA が本条 4 項に基づいて落札車両を他に処分するまでは、落札車両代金、手数料等、第 40 条に定める遅延損害金、ペナルティ等をアライ AA に払い込んで、落札車両の所有権をアライ AA から取得することができます。
- 3 本条 2 項によって落札車両の所有権がアライ AA に移転した場合でも、本条 4 項による処分がなされるまでの間に落札車両に課される自動車税及び名義変更等にかかる費用は落札者が負担するものとします。
- 4 アライ AA は、次の各号のいずれかの場合、落札者に事前に通知することなく、本条 2 項によってアライ AA に所有権を移転させた落札車両を他に処分し、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって落札車両代金立替金、手数料等、遅延損害金及びペナルティ等を精算することができます。
 - (1) 落札者が、落札車両代金、手数料等、遅延損害金及びペナルティ等の払い込みを遅延したとき。
 - (2) 落札者について、第 21 条及び第 22 条に規定する事由のいずれかが生じたとき。
- 5 アライ AA に出品されて流札した車両及び落札された車両のうち、アライ AA が出品者又は落札者に警告等をしても搬出されない車両がある場合、アライ AA は、当該車両を他に処分できるものとし、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって、手数料等、遅延損害金及びペナルティ等を精算することができます。

2. 《規約変更》 第十章 検査規定 [II] 裁定(クレーム)規定 第 4 条(違法車処理基準) 1 項の改定

5 月 1 日より施行となります。一般財団法人 日本二輪車オークション協会の二輪車走行距離管理システムの運営ルール変更に伴い、『4 桁オドメーター搭載車両でも 5 桁オドメーター搭載車両と同様の判定を行う』こととなりました。つきましては、これまで 4 桁オドメーター車両で過去の流通歴から走行距離が減算の場合、「走行疑義車両 (?)」扱いとしていたところ、変更後は「走行距離減算車両 (*)」扱いとなりますため、弊社会員規約につきましても、以下の通り改定と致します。

《現在の内容》

出品車両がセリ前にメーター改ざん履歴が発覚した場合、すべて出品取消といたします（但し、当該開催より6ヶ月以上経過している場合は除く）。尚、出品取消の場合においても出品手数料は徴収するものとします。但し、出品店がメーター改ざんに関与していないことが、証明書類（買取時の伝票又は他のオークション会場仕入時の計算書等）をもって確認できる場合は、当該書類を提出したうえで、出品取消は行わないこととします。

↓

《改定後の内容》

出品車両がセリ前にメーター改ざん履歴が発覚した場合、すべて出品取消といたします（但し、当該開催より6ヶ月以上経過している場合、及び排気量125cc以下の4桁オドメーター搭載車両は除く）。尚、出品取消の場合においても出品手数料は徴収するものとします。但し、出品店がメーター改ざんに関与していないことが、証明書類（買取時の伝票又は他のオークション会場仕入時の計算書等）をもって確認できる場合は、当該書類を提出したうえで、出品取消は行わないこととします。